# グローバル会計基準に関する SECスタッフの作業計画進捗報告書

# 公認会計士 児嶋 和美

### はじめに

2010年2月、米国証券取引委員会 (SEC) は、グローバルな会計基準 の検討状況に関する声明を公表し、 2011年に国際財務報告基準 (IFRS) を米国の財務報告システムに組み込 むかどうかを決定すると発表した。 本声明において、SECスタッフ(以 下「スタッフ」という。) は、SEC の指示の下、IFRSを米国の財務報告 システムに組み込むことの影響を評 価するために必要となる情報をSEC に提供する目的で、作業計画を策定・ 実行し、定期的に進捗状況を報告す るということが述べられており、作 業計画は、声明と同時に公表された1。 2010年10月29日、その最初の進捗報 告書が公表された<sup>2</sup>。本稿では、本 報告書の内容について紹介する。

本報告書では、次の6つの重要な 分野について、①評価する構成要素 の内容、②スタッフが具体的にどの ような方法で情報収集・分析を行っ ているか又は今後行っていくか、の 2点を中心に説明され3、スタッフ の予備的所見が述べられているもの もある。

- 米国内の報告システムに対して、 IFRSの開発及び適用が十分かど うか
- 投資家の便益のための基準設定 の独立性
- IFRSに関する投資家の理解と 教育
- 会計基準の変更により影響を受 ける可能性のある米国の規制環境 の検証
- 大規模・小規模双方の発行体へ の影響。会計システムの変更、契 約条項の変更、コーポレート・ガ バナンスの検討、及び訴訟による 偶発債務を含む
- 人材の準備状況

このうち、最初の2要素は、IFRS 導入のSECによる決定に最も関連が あるものであり、残りの4要素は、 IFRS導入が決まった場合に、効果的 にIFRSを導入するのに必要であろ う変更の範囲、時期及びその方法を、 スタッフがよりよく評価するための 検討事項に関係する。

### 米国内の報告システムに 対するIFRSの十分な開 発及び適用

作業計画では、①IFRSが包括的で あること、②IFRSの監査可能性及び 規制可能性、③国内外のIFRS財務諸 表の比較可能性、の3つの構成要素 を挙げ、それらを検討することで、 IFRSが単一のグローバルな会計基 準として十分に開発され、適用され ているかを評価するとしている。

スタッフは、①国際会計基準審議 会 (IASB) の公表するIFRS、及び② 実際に適用されているIFRS、のそれ ぞれを分析することで上記3つの構 成要素を検討している。まず、前者 については、IFRSと米国会計基準の 比較を行うが、これは、特にIASB及 び米国財務会計基準審議会 (FASB) のMoUプロジェクトに影響を受け ない分野に焦点を置くとしている。 MoUプロジェクトについては、IASB 及びFASBの審議状況の注視、公開 草案の検討、関係者のコメント・レ ターの検討等を通じて、別途、その 進展状況を評価する。後者の実際に 適用されているIFRSについては、関 係者との意見交換、他国の規制当局 の経験に関する調査、IFRS財務諸表 の調査等を通じて検討を行う。

### (1) IFRSの包括性

IFRSが包括的かどうかに関して は、米国会計基準とIFRSとの比較に 基づいて評価される。この目的は、

IFRSを組み込むことによってガイ ダンスが増加又は減少する程度、ガ イダンスの量の違いが財務報告を改 善する程度などを把握することであ る。さらに、関係者や米国外の規制 当局との情報交換を通じて、実際に IFRSの解釈<sup>4</sup>が公表されている分野 を識別し、そのような解釈等が公表 される理由を把握する。また、細か い規則のない基準が開示の改善につ ながるか、ガイダンスを追加した方 が著しい改善につながると思われる 分野、これらの分野において、具体 的なガイダンスのないことによる結 果の状況、投資家・作成者・監査人 は現在そのような状況にどのように 対応しているか、といった点に関し て関係者の見方の理解に努めている。

### (2) 監査可能性及び規制可能性

監査可能性及び規制可能性につい ては、①IFRS財務諸表の監査及び 執行における監査上及び規制上の困 難な課題、②誤謬の訂正や会計関連 の執行措置における傾向、③監査人 や規制当局が実際にこれらの困難な 課題にどのように対処しているか、 の3点の分析が行われる。①につい ては、関係者や米国外の規制当局と の意見交換や、米国外の発行体が提 出したIFRS財務諸表の調査を通じ て、例えば、監査人や規制当局が、 作成者に、ある取引に対し、ある会 計処理をするよう求めることに困難 を感じている分野があるか、また、 あるとすればそれはなぜかを理解す る。②については、例えば、米国会 計基準における財務報告関連の執行 事例が、細かいガイダンスの量に依 拠している程度を評価し、会計基準 そのものがSECの執行活動に重要な 役割を果たしているのかどうかを判 定する。③については、監査人や規 制当局がIFRSの解釈を作成している程度や、IFRSの改善の必要性を検討する。さらに、IFRSや米国会計基準が個別の要求事項を欠いている場合に、適切な監査手続を決定するためのプロセスや、監査基準に変更の必要がある場合にはその程度などについて、監査人から情報を得る予定である。

### (3) 国内外の比較可能性

IFRSの使用が実際に比較可能性 を促進する程度を分析するために、 スタッフは、次の5つのことを実施 している。

- ① 米国においてIFRSを財務報告システムに組み込む方法を洗い出し、他国がどのように主権の問題に対処しているかを分析し、それらの方法がグローバルな比較可能性に与えている影響を評価するために、米国外においてIFRSをそれらの国の財務報告システムにどのように組み込んでいるかを評価する。
- ② スタッフによるIFRS財務諸表の調査と米国外の規制当局の所見の調査を通じて、IFRSへの準拠状況と国内外の比較可能性の傾向を把握する。
- ③ 産業グループ、監査人、国内基準設定主体、規制当局がIFRSのガイダンスを公表している分野の調査を活用して(上記2.(1)参照)、IFRS財務諸表の国際的な比較可能性がそれらのガイダンスにより促進又は損なわれている程度を判定する。
- ④ 米国外の規制当局との意見交換、 監査事務所とのインタビュー、ス タッフ自身の経験の蓄積を通じて、 比較可能性を促進するための監査 プロセスや規制プロセスの有効性 を評価する。

⑤ 公表文書等の調査、コメント・ レター、インタビュー等を通じて、 財務諸表の比較可能性が最も重要 な分野に関する関係者の見方を理 解する。

各構成要素に対するスタッフの作業内容とその目的に関する説明の後、予備的所見が述べられている。その主な内容は、既にIFRSを適用している国におけるIFRSの財務報告システムへの組込み方法の例(中国、欧州、豪)の紹介である。さらに、もしIFRSを米国の財務報告システムに組み込むと決定した場合に、FASBの役割をどうするかの検討に役立てるため、既にIFRSを適用している国における国内基準設定主体の役割についても紹介されている。

### 3 投資家の便益のための 独立した基準設定

IFRSが単一のグローバルな会計 基準たるために、IASBが十分独立 しているかどうかを判定するため、 スタッフは、次の4点を検討する。 ①IFRS財団の監督、②IFRS財団及 びIASBのメンバー構成、③IFRS財団 団の資金調達、④IASBの基準設定 プロセス。

# (1) IFRS財団の監督並びにIFRS財団及びIASBのメンバー構成

2010年7月に、IFRS財団を監視するモニタリング・ボードが、ガバナンスの枠組みの再検討を開始し、そのために作業グループを設置すると発表した。この再検討は、2010年末を目処に完了する予定であるため、スタッフはこの分野の作業の多くを2011年初めに実施する予定である。この分野の検討は、主に、既存のガバナンスに関する文書や、会議資料などの検討、公表物等の調査を通じ

た関係者のモニタリング・ボードに 対する見方の検討が中心となる。 IFRS財団の監督に関しては、モニタ リング・ボードの役割が継続して基 準設定の独立性を支援していくかが、 評価の特に重要な点とされている。

### (2) IFRS財団の資金調達

作業計画では、①IFRS財団の資金 の源泉がIASBの独立性を促進する 程度、②米国からの資金調達のメカ ニズムの2点をスタッフは検討する とされている。この検討のために、 スタッフは、主に、公表された文書 の検討や、関係者との意見交換、米 国外の規制当局との意見交換を行い、 トラスティの資金調達に係る4つの 原則の評価、現在及び変更が予定 されている場合には、変更後の他国 の資金調達の状況の評価、米国から の資金調達メカニズムのあり方の検 討を行っている。

資金調達に関しては、スタッフの 予備的所見が示されている。まず、 現在のIFRS財団の資金調達モデル と資金調達の現状が、IFRS財団の 2009年年次報告書を基に説明されて いるが、現在のコミットメントでは、 2010年度に運営赤字となること、国 際会計事務所からの拠出が総額の3 分の1を占めること、31か国しか拠 出しておらず、IFRSを何らかの形で 利用している国の4分の3が全く資 金拠出をしていないこと等が取り上 げられている。反対に、正式にIFRS を財務報告システムに取り入れてい ない米国と日本が、最大の資金提供 国となっていることも述べられてい る。このほか、他国の資金拠出のア プローチ及びFASBの資金調達に関 する説明の後、これらを参考に、米 国からIFRS財団への資金拠出メカ ニズムについて、継続して検討する

旨が述べられている。

### (3) IASBの基準設定プロセス

IASBの基準設定プロセスについ ては、①投資家が多く関与している か、②緊急の問題を、デュー・プロ セスを損なうことなく適時に解決す る能力、③客観性の3点について検 討するとされている。各々について、 スタッフは、IASBの方針及び手続 とその遵守状況の検討を行っている。 また、上記(1)及び(2)と同様に、公表 された報告書や文書の調査を通じて、 関係者の見方を分析することも予定 されている。さらに、コメント・レ ターや円卓会議で示された投資家の 見解と、最近の基準設定の結果とを 比較し、投資家の見解と結果に違い があるか、ある場合にはそれが正当 化されるか等の評価も行われる。 IFRS解釈指針委員会の機能も、ここ で検討される。

### IFRSに関する投資家の 4 理解及び教育

投資家がIFRSで報告された結果 を理解し、その基礎に信頼を持てな ければ、単一の会計基準の投資家に 対する便益は実現しないことから、 IFRSを財務報告システムに組み込 む検討には、投資家のIFRSに関する 理解と教育の評価が必要である。こ のためにスタッフは、次の3つの構 成要素を現在、調査・分析中である。 ①米国投資家のIFRSに関する現在 の知識及びIFRSを組み込むことに 対する準備状況の理解を得る、②会 計基準の変更について投資家がどの ように自らを教育しているか、及び その適時性に関する情報を収集する、 ③IFRSの理解及び関連する教育プ ロセスを改善するための変更の程度、 ロジスティックス及び必要とされる

時間などを検討する。さらに、2010 年8月には、スタッフの分析の補助 として意見募集も行った。コメント 期限が2010年10月18日であったこと から、現在、スタッフはコメントの 分析中である。

### 5 規制環境

SEC以外の規制当局も、規制上の 報告の基礎として米国会計基準に依 拠していることから、IFRSへ移行し た場合の影響を検討する必要がある。 したがって、スタッフは、①SECが その使命を果たす方法、②産業の規 制当局、③連邦税及び州税への影響、 ④監査規制及び基準設定、⑤ブロー カー・ディーラー及び投資会社の報 告、⑥公開企業及び非公開企業の 6 点について評価を行うとしている。

スタッフは、影響を受けるさまざ まな関係者と意見交換を開始してお り、既に次のことが一貫した懸念と して浮かび上がっている。米国の法 令、契約文書、規則やガイドライン などでは圧倒的に「米国会計基準」 という言葉が使われており、このた め、IFRSを組み込む方法がことの ほか重要であり、関係者の必要とさ れる作業量がそれで異なってくる。 他方、他の規制当局との議論では、 単一のグローバルな会計基準には利 点があることも認識されており、特 に、米国外の規制当局とのやり取り がより円滑・簡易になると認識され ている。

SEC以外の規制当局の懸念事項と してほかに挙げられているものは、 ①もし、規制対象の企業の一部が IFRSを使用し、その他の企業が別 の会計基準を使用するとなった場合 の内部プロセスやシステムの変更に

係るコスト、②基準設定プロセスに 対する影響力の減少、③IFRSにおけ る産業別ガイダンスの欠如等である。

# 6 発行体に対する影響

発行体に対する影響においては、 ①会計システム、統制、及び手続、 ②契約、③コーポレート・ガバナン スの3つの分野において、発行体が 実行する必要のある変更の規模とロ ジスティックスについて分析すると している。また、IFRSに従った訴 訟の偶発債務に関する会計が米国の 訴訟環境において発行体に与える影 響、及び発行体の規模の違いで与え る影響に差異があるかどうかの検討 も行われる。

①の会計システム、統制、及び手 続に関しては、スタッフが「2.米国 内の報告システムに対するIFRSの十 分な開発及び適用」で述べたMoU 項目以外のIFRSと米国会計基準との 比較を終えた後に、評価を実施する としている。これまでの発行体との 議論によると、スタッフは、各々の 企業に適用される会計の規定が米国 会計基準からIFRSに変わることで、 どの程度異なるのかといった点や、 その違いが内部プロセスに与える影 響は、発行体によって大きく異なる ということであり、今後、スタッフ の理解をより深めるために、コメン ト募集を行う予定であることが述べ られている。

②の契約及び③コーポレート・ガバナンスについては、スタッフは、2010年8月に意見募集を行っている。コメント期限が2010年10月18日であったことから、現在、スタッフはコメントの分析中である。

## 7 人材の準備状況

人材の準備状況については、①教 育及び研修、②監査人の能力の2点 を評価するとされている。人材の準 備状況の評価は、作業計画の進捗が もっと進んだところで行われるのが より効果的とスタッフは考えており、 ①においては、さまざまな市場参加 者の現在のIFRSの理解状況やIFRS 研修の現在のレベル、会計基準の変 更を識別・組み込むために市場参加 者が採っている既存のプロセス、当 該プロセスがIFRSにおいても活用 できるかどうか等を分析・検討・評 価する予定である。②については、 特に、事務所の品質管理システムに どのようにIFRSを組み込んでいる かを理解することが、重要な評価項 目とされている。

# 8 おわりに

最初の進捗報告書であるため、 SECの評価手法の説明が中心であるが、今後調査が進み、その結果公表される報告書から得られる情報やスタッフの所見は、日本でIFRSを導入するに当たり参考になるものが少なくないと思われる。したがって、今後公表される報告書には、これまで以上に注目していく必要があろう。

### 〈注〉

 2010年2月公表のSEC声明の詳細については、「グローバルな会計基準に関する米国SECの声明」 川西安喜(会計・監査ジャーナル 2010年5月号)参照。原文は、次のウェブサイトで入手可能。http://www.sec.gov/rules/other/2010/ 33-9109.pdf

- 2 原文は、次のウェブサイトで入 手可能。http://www.sec.gov/spot light/globalaccountingstandards/w orkplanprogress102910.pdf
- 3 2010年2月に公表された作業計画には、既に6つの分野とその構成要素、作業項目が挙げられている。原文は、次のウェブサイトで入手可能。http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/globalaccountingstandards.pdf
- 4 本進捗報告書の中で、「interpretations of IFRS」及び「interpretative IFRS guidance」という表現が使われているが、これは、IASB以外の組織から公表されたガイダンスを指すとされているので留意。
- 5 広範囲、強制的、開かれた、各 国固有の4つの原則が、2006年に トラスティにより合意されている。